平成２２年（フ）第３０９号
山梨県山梨市三ケ所332番地１
破産者　細田　健介
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
山梨県甲州市塩山西広門田212番地　メゾンリッチＢ102
破産者　萩原　涼香
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０７号
広島県廿日市市塩屋２丁目３番41―307号
破産者　武内　弘美（旧姓野地）
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３７号
広島県安芸高田市吉田町山手1566番地４
破産者　正田　政大
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２７号
広島県安芸高田市吉田町吉田1369番地、前住所広島県安芸高田市吉田町吉田2487番地15
破産者　秋田　芳春
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県春日市松ヶ丘４丁目55番地２ビクトリー松ケ丘101号
破産者　セイビ企画印刷こと　稲原　章弘
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２３３号
福岡市南区井尻３丁目９番２号
破産者　清水　勝男
１　決定年月日　平成23年３月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４７号
北海道北見市文京町614番地38　吉田保方、住民票上の住所札幌市清田区清田１条２丁目１番27号ハイム円満202号
破産者　吉田　紀子（旧姓須田）
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４３号
横浜市緑区東本郷５丁目１番28号　キャステールマルトクＢ棟201号、開始決定時の住所横浜市緑区東本郷５丁目３番37号
破産者　田中すえ子
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１９３号
神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番６号
破産者　今吉　晋一
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０２号
横浜市保土ケ谷区上菅田町114番地　エクセレントビュー第一208号
破産者　田久保正一
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９９０号
横浜市旭区笹野台３丁目46番15号　安尾荘１Ｆ
破産者　高橋　　眞
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８３号
横浜市西区宮ケ谷54番地17　メゾンシュプレー三ツ沢102号
破産者　花岡　賢治
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３号
神奈川県平塚市纏474―10、住民票上の住所神奈川県平塚市南金目1287番地の７
破産者　木藤　　昇
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４２８号
神奈川県平塚市河内446番地の３　第２匠優ビル302号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市恩名５丁目５番30―512号
破産者　稲留　嗣盛
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７０号
富山市上滝307番地
破産者　文具のとみながこと　富永　元紀
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４７号
静岡県藤枝市下青島283番地の５　サンコートＡ205号、破産手続開始決定時の住所静岡県掛川市西之谷508番地
破産者　鈴木　昌規
１　決定年月日　平成23年３月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係